平成19年第3回潟上市議会定例会会議録(2日目)

○開 議 平成19年 9月10日 午前10:00

○散 会 午後 3:16

○出席議員(20名)

1番 千 2番 3番 児 玉 春 雄 田 正 英 戸 田 俊 樹 5番 澤 井 昭二郎 6番 雄 7番 佐 恵佐雄 藤 原 幸 藤 8番 林 悟 9番 佐 藤 10番 赤 平 末次郎 小 義 久 男 孝 佐. 昇 11番 藤 原 典 12番 佐. 藤 幸 13番 藤 14番 伊 藤 博 15番 伊 藤 栄 悦 16番 菅 原 久 和 17番 中 Ш 光 博 19番 大 廣 20番 西 村 武 谷 貞 克 見 2 1 番 堀 井 22番 藤 原 幸 作

○欠席議員(1名)

4番成田 進

○説明のための出席者

長 Ш 光 男 副 市 長 鐙 利 行 市 石 教 育 長 小 林 洋 総務部長 肥田野 耕 会計管理者兼会計課長 門 間 錙 悦 産業建設部長 伊 藤 賢 志 水道局長兼水道課長 澤 井 昭 教育次長 Щ 平 東 生一 昇 市民生活部長 菅 福祉保健部長 谷 也 丸 選举管理委員会事務局長• 中 泉作右衛門 総務課長 鈴 木 公 悦 監査委員事務局長 市長公室長 鈴 木 司 財政課長 幸 村 公 明 税務課長 藤 産業課長 義 光 伊 正 Ш П 建設課長 木 利 美 総務学事課長 櫻 庭 新 悦 鈴 幼児教育課長 三 男 伊 藤 清 孝 生涯学習課長 瀬 下 市民課長 宮 田 隆 悦 社会福祉課長 児 玉 俊 幸 兼飯田川総合窓口センター長 健 康 課 長 小 林 健 収納課長 菅 原 龍太郎

追分出張所長 鈴 木 久 雄 農業委員会事務局長 田 仲 茂 隆 下水道課長 藤原 貞 雄 都市整備課長 佐々木 博 信 国体事務局長 菅 原 徳志 スポーツ振興課長 根 生活環境課長 高齢福祉課長 鈴 木 鋼 生 伊藤 律 子 昭和総合窓口センター長 川 上 秀佐男 天王総合窓口センター長 三浦 喜 博 追分地区児童館長 櫻 庭 久 俊

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 裕 一 議会事務局次長 伊 藤 正 吉

平成19年第3回潟上市議会定例会日程表(第2号)

平成19年9月10日(2日目)午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 発議第5号 五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書についての動議

	- 1	
_	74	_

午前10時00分 開議

○議長(藤原幸作) おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。なお、4番成田 進議員より欠席届けが提出 されておりますことを報告致します。

定足数に達しておりますので、これより平成19年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長(藤原幸作) 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、6番藤原幸雄議員、11番藤原典男議員、19番大谷貞廣議員、7 番佐藤恵佐雄議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の 席にてお願い致します。

6番藤原幸雄議員の発言を許します。6番。

○6番(藤原幸雄) 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆様にも早朝より誠 にありがとうございます。御苦労さまでございます。

このたび不肖私が9月定例議会に際しまして一般質問の機会を与えていただきましたことに対しまして、藤原議長をはじめ同僚議員各位に対しまして敬意と感謝を申し上げる次第でございます。私は、次の3点につきまして通告に則り質問致しますので、何とぞこれまで同様、前向きのご答弁をご期待を申し上げまして、早速質問に入らせていただきます。

はじめに、消防、防災体制の枠組みについてでございます。その中で、男鹿、潟上、 南秋地区の一部事務組合の合併についてお伺いを致します。

潟上市は合併して3年めを迎えましたが、各般にわたり順調に推移していることに心 より多くの市民とともにお喜び申し上げる次第でございます。

一昨年の6月定例議会においてこの問題を提起した経緯がありましたが、石川市長は「本市は合併して間もないころでございましたので、将来的には望ましいが、若干の時間を要したい」との趣旨でご答弁されました。その後、進捗状況と将来的な見通しについてお伺いするものでございます。

私は、その当時「男鹿地区と湖東地区との合併」と提起したが、石川市長は「この枠組みにさらに五城目地区も含めた合併が一番望ましい」とのことでございましたが、正に広域合併は防災対策、機材の備蓄、管理の面からも財政負担の減少になるものと思うが、トップ会談、あるいは事務レベルでどの程度まで進んでいるのか率直にお伺いするものでございます。また、この合併によりどの程度の歳出削減が見込まれるのか、お伺いを致します。

先般、県内13の消防本部を再編する消防広域化を推進しようと県が設置した県消防広域化推進懇談会の初会合が開かれたことが新聞報道されました。消防広域化は昨年6月に施行された改正消防組織法を受けたもので、災害時の初動体制の強化、財政の効率化等々を考慮したとき、できるだけ早々に合併すべきと思うが、石川市長のご見解を求めるものでございます。

県では一消防本部当たり30万以上を目標としているようでございますが、地域の事情 も十分考慮していただかないと実現は困難だと思いますが、市長のご見解をお伺い致し ます。

次に、企業誘致の見通しについてでございます。

本市の活性化は、企業誘致することにより雇用の拡充と人口増に結びつくものと思われます。本年度から誘致のため本市より職員を県へ派遣しているようでございますが、なかなか困難な問題と考えます。しかしながら、正に時宜を得た対応と思います。石川市長は企業誘致に大変意を注いでいるようで、敬意を表するものでございます。受け入れ体制には特別な優遇措置、インフラ整備が肝要かと存じますが、さらに人材育成と労働力、水資源、情報、企業からの経済情勢の収集等々でございますが、誘致活動に努めていただき、もっと潟上市をPRすべきと思います。それには潟上市出身の有識者と情報交換を密にし、これまで以上に対応していただきたいが、市長のご所見をお伺いするものでございます。

また、企業の業種にもよるが、工業用水は立地条件に大変大きな条件を占めると言われているが、地下水は十分供給可能なものかお伺いするものでございます。

どこの市町村でも企業誘致には真剣に取り組んでいます。若干の先行投資等も必要か と思われるが、今のところそのようなお考えはないか率直にお伺いします。

企業誘致により本市の商工業発展と振興のためにもぜひ前向きに検討されたいが、重ねてご所見をお伺いするものでございます。

次に、3点めでございます。五城目警察署を潟上市へ、さらにはスピード規制の見直 しでございます。

潟上市が合併以来3年めを迎えましたが、行政合併と同時に潟上市は五城目署へ編入になりました。五城目署の業務量は潟上市関係の業務が約3分の2くらいと言われています。同時に、市として本署がないのは潟上市以外少ないと伺っています。犯罪の少ない明るいまちづくり、事件・事故に即応できる状況を勘案した場合、さらに五城目署管内を将来的に考慮したとき、ぜひ昭和地区へ誘致運動をすべきと思うが、市長のご見解をお伺い致します。

このことは多くの市民からの要望であり、地理的バランスを考慮しても妥当性があるように思います。青少年の健全育成の強化、民生の安定、事件・事故の未然防止に機動的に対応する必要があろうかと思います。このことは県警の考えを尊重すべきと思うが、ぜひ実現に向けて行動していただきたいが、石川市長のご見解を問うものでございます。

警察署の移動は県および県警が実権のあるのは言うまでもないが、実態を訴え、今後、昭和地域に移動されるよう運動すべきと思うが、このことにつきまして市長のご見解をお伺いするものでございます。

次に、天王昭和線のスピード規制の見直しでございます。

天王昭和線のスピード制限は、当局ご案内のように現在ほとんど30キロ制限でございます。私も時々昭和庁舎へ来る機会が多くなりましたが、40キロ以下で走っている車はほとんどいないと言っても過言ではございません。今の速度制限は、道路の側溝に電柱が立ち並んでいるときの条件をそのまま適用しているように思います。現実から大きくかけ離れているような感じが致します。スピード違反と称して二田神社周辺で警察の取り締まりを受けているのを時々見かけます。ちなみに私は53年間無事故・無違反でございますけれども、大半の車が45キロくらいで走っていることを当局にお知らせを致しておきます。

私の提案ですが、追い越し禁止標識と道路中央線を黄色にしてドライバーに指導するのが運転者に理解されるものと思われます。公安委員会は現行のままで対応するのがベターと考えなかなか困難と思いますが、ぜひご努力していただきたいが、この問題に対する市長のご見解を率直にお伺いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。

- ○市長(石川光男) 議員の皆様、傍聴者の皆さん、改めておはようございます。
 - 6番藤原議員の一般質問の第1点め、消防、防災体制の枠組みについてお答え致します。

昨年の通常国会において市町村の消防の広域化を推進するための消防組織法が改正され、その基本方針に基づいて県では平成19年度に推進計画を策定し、24年度までを目処に広域化を実現するとしております。これを受けて、去る5月1日に男鹿市長、南秋田郡内4町村長と潟上市長の2市4市町村長が協議し、男鹿地区消防一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合、五城目町消防業務等の3組織を平成20年度後半の統合に向けて具体的にすり合わせを行うことで合意しております。このことは、先の6月定例会において報告申し上げたとおりでございますが、この際に管轄人口を30万人以上とする国の指針に対し、市町村の広狭、交通事情、地理的条件等の地域事情を考慮した広域統合を県に要請していくことや、3組織における形態や業務に違いがあることなどから種々課題等について協議検討していくこととしております。

現在、事務担当者レベルにおいて現状把握のための調査業務等を進めているところであり、質問にあります統合による歳出削減額については今後調査内容等が精査されていく段階で明らかになってくるものと考えております。

広域化に当たっては、消防体制のあり方や消防本部と市町村長との一体性、防災、国 民保護、消防団との連携などに留意した運営計画を策定していくことから、議会および 消防団等と協議検討していく所存であります。

また、県においては、さきに消防広域化を推進するための県消防広域化推進懇談会を 設置したところでありますが、現在の13消防本部における広域化については各自治体に 温度差があり、いち早く平成20年度末までの統合を表明した本市と関係市町村の取り組 みが県内消防の広域化を牽引していくものと県では期待しており、意を強くしておりま すことにご理解を賜れば幸いであります。

次に、2点めの企業誘致の見通しについてお答えを致します。

私はかねてから申し上げておりますとおり、企業誘致はあらゆる情報に基づいた人脈が大切と考えています。そういった意味では、藤原議員がご指摘の潟上市出身の有識者の情報をいただくことは大変有意義であると思っております。今後もありとあらゆる機会を通じて企業誘致に結びつく糸口をたどってまいります。

ちなみに、10月末と来年2月には首都圏でふるさと会が開催されます。1年間の情勢

の変化をつぶさに拾い集めながら参考にしたいと思っています。また、県主催の東京・ 大阪での企業トップセミナーにも積極的に参加して、情報交換に努めております。

何分、企業誘致は相手があってのこと、トップセールスも重要と考えますが、単に企業の本社を訪れるだけではなく立地企業の声をよく聞き、きちんと応えていく行政の姿勢が大切であり、また、立地後のフォローアップをしっかり行うことが鍵と思っています。企業誘致のために自治体が補助金競争をすることは有益ではありません。補助金の多寡ではなく、むしろ企業に対する中・長期的なサポートが重要と考えます。もちろん立地に当たっては窓口の一元化、ワンストップサービスも重要であり、工業用水の確保など必要なインフラの整備には意を用いて取り組みたいと思っています。

また、先行投資の必要性も十分に認識していますが、企業誘致に当たり必要なインフラ整備が生じた場合は速やかに議会をはじめ関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えています。農業とあわせ商工業の発展は地域の活性化に大きく影響します。今後もこれら産業の振興には意を注いでまいりたいと思います。

最後になりますが、企業誘致は個々の自治体の頑張りはもちろんのことでありますが、 県の権力、力、影響力は多大であり、県ともよく連携を取りながら進めていきたいと 思っております。

3点めの五城目警察署を潟上市へ誘致とスピード規制の見直しについてでありますが、 1つめの五城目警察署を潟上市へということですが、私を含め潟上市民すべてが南秋田郡を含めたこの地域において人口密度、あるいは位置的に中心的な地域であることから本市へ警察署の移設を強く望んでいるものであります。これらを踏まえ、早期に実現できるか否か調査しているところでありますが、現状では困難な点も幾つかあります。

1つは、県の基準で鉄筋コンクリート造りの耐用年数が60年と規制されていることや、 営繕に相当の費用がかさむことから程度によって差異がありますが、およそ40年の経過 を見込んでおります。五城目警察署は昭和56年に建築されたもので経過年数がまだ28年 であり、五城目警察署より以前に建築された署が10以上もあると聞いております。

2つめとして、市に署を配置するという要件などの決まりはなく、また、県の財政事情からしても現在のところ移設等は考えていないとのことであります。しかし、警察署の位置づけ等については藤原議員が述べたとおりでありますので、市としても機会あるごとに要望をしてまいりたいと考えております。

なお、スピード規制の見直しについては担当部長が答弁を致します。

- ○議長(藤原幸作) 菅生市民生活部長。
- ○市民生活部長(菅生一也) おはようございます。

それでは、私から6番藤原幸雄議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

ご提案の道路中央線の布設ということでございますけれども、布設するには幾多の条件があります。まず、道路幅員で路肩および歩道が確保され、車道としての幅員がおおむね6メーター以上必要であり、センターラインの布設については道路管理者にその権限があります。この区域の道路幅員は約5.3メートルとなってございます。

県の公安委員会では、制限速度についてはこの道路が小中学校への通学路でありスクールゾーンとなっていること、また、生活道路としての役割が大きいことと、過去に死亡事故など重大な事故が多い区間であるとのことから見直しは非常に厳しいとの見解を示してございます。

ちなみに警察署の調査でございますけれども、全国的な例と致しまして幅員が狭い地域の事故多発区画ではセンターラインを取り消した結果、対向車がお互いに減速し譲り合うことによって事故が減少している報告がなされております。試験的にセンターラインを取り消す自治体も増えていることでございます。

いずれに致しましても、交通ルールに則り安全運転を心がけるようPRし、周知することが肝要かと考えてございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。 以上です。

- ○議長(藤原幸作) 6番、再質問ありますか。6番。
- ○6番(藤原幸雄) ただいま懇切丁寧なるご答弁、本当にありがとうございます。

第1点の消防、防災体制につきましては、市長からのいわゆる平成20年の後半までには合併をしたいという大変前向きなご答弁でございました。同時にまた、このことによりまして財政負担も若干少なくなるのではないかというようなご発言もあったように伺っておりますので、この件につきましてもひとつ前向きにご検討されていただければ大変ありがたいと思います。宜しくお願いします。

なお、第2点めの企業誘致のことでございましたが、このことは潟上市そのものにも 出身者でも優秀な方々、あるいは企業の大きくやっている方もいるというふうに伺って おりますので、この際、ふるさと天王会、あるいは昭和、飯田川それぞれのいわゆる人 脈を大いに生かしながら対応していただければ、これまた大変幸いに存じますので、こ れはご要望でございますので、ひとつ宜しくお願いをしていただきたいと思います。 それから3番めでございますが、警察署の問題、いわゆる本署の問題は耐用年数等々を考えてもなかなか容易でないというふうに伺っておりますが、私、天王地区でございますが、天王交番でも時々あの人口の大きいところでも警察署がいわゆるなかなか忙しくて容易でないということで、看板をかけて留守にしていることが非常に多いわけでございます。そういうことから致しまして、いろんなことから考えてもやはり市の中心部、いわゆる市というか男鹿警察署管内全体を考えてもやはり中心的な役割を果たすということになれば、やはり耐用年数云々もわからないわけではないけれども何らかの形でやはり本市へ警察署の署員を増員するとか、そこら辺の対応をしていただかないとなかなか治安維持が容易でないということは、私ことしの3月に防犯協会の会長を辞めておりますけれども、このことは強く申し上げました。そのときには警察は「よくわかりました」と言っても、なかなかやってくれないというのが警察行政のようでございます。警察は常に市民の目線に立った警察行政の運営をするとこう言っておりますが、今のご答弁ではなかなか納得いかないような感じもしますが、この点につきまして当局、さらにまた良い機会があったら頑張っていただきたいと思いますが、改めて市長のご見解を問うものでございます。

それからスピード規制のことでございます。私、今ここへ来るときに自洲野の、ごみ 処理場へ行くところの十字路から自洲野の地域を通ってきたわけです。あそこの幅員が 何メートルあるかわからないけれども、あそこでさえ40キロですよ、40キロ。私、幅員 は計っていません。計っていないけれども40キロです。それから児玉地区からちょっと 向こうに行った天王方面が40キロです。二田地域のあのとおりの道路が30キロ制限、しかも警察が、警察が先ほど言いましたように天王、二田神社のところに警察が時々網を張って、そして強く指導しているという批判があるわけでございます。ですから、私はこの際、先ほどの繰り返しになりますけれども追い越し禁止とか、あるいは禁止の標識とか、あるいは中央線に黄色な線を引くとかすれば、江川の地域を見てください、江川の地域はそうなっておりますよ、それで40キロです。だから今、市民部長がるる申し上げましたけれども、これは市民部長に強く当たってもどうにもならない問題だということは十分わかりますけれども、やはりこのことについて30キロ制限の根拠、あるいは40キロ、50キロの制限の根拠というものは何であるかということをもう一度当局に、警察当局に、公安委員会と言いますか、そこへ聞く必要があろうかと思いますので、この点につきまして市民部長からさらにもう一度対応、ただそれでわかりましたとただ帰るの

か、この後もまた何回か機会あるごとに要望されるのか、その点をお伺いします。 以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 藤原議員の再質問の五城目警察署の誘致でございますが、ご要望の 署員の増員については潟上市の合併になって当時の男鹿署長さんが私のところに見えま して、合併によって旧天王地区は五城目管轄になると。私は、はっきり言って当時は反 対しました。これは反対してもそれはどうにもなるものでもありませんが、その際に現 在の出戸派出所、あるいは天王交番所に署員を増員しますという約束をしてくれまして、 それは実現しております。

本来の警察署の移設については、今いろいろ耐用年数とかそういう条件があるにして も、願いとしてはやはり、市には本署を設置するというそういう規約はないそうであり ますけれども、願いとしてはやはり中心地である本市の方へ署を誘致するということに ついては今後とも積極的に頑張りたいと。

スピード制限について私はあんまりわかりませんが、今聞きますと、児玉のところが40キロ、二田の中心が30キロということで、根拠というものは私もわかりませんので勉強を通じて聞いてみます。そして、でき得るなら平等、バランスの取れた交通規制というものは交通利用者も交通弱者も望んでいることだと思いますので、そのような体制でもって今後とも公安委員会等々へ聞いてみたり、お願いしてみたいと思っています。

○議長(藤原幸作) 菅生市民生活部長。

以上です。

- ○市民生活部長(菅生一也) あの道路につきましても私もしょっちゅう通っているわけで、まず非常に30キロ以下、あるいはそれ前後に走っている車がほとんど見当たらないのが、それこそご指摘のとおりでございます。私も非常にまだるっこい走り方をしているわけなんですけれども、やはり規制されている道路でございますので改めてお願いするにしても地区の交通安全協会、それらの方々のご意見を拝聴しながら私ども含めてもう一度機会あるごとに五城目署の方にお願いしたいと、このように考えております。以上です。
- ○議長(藤原幸作) 6番、再々質問ありますか。6番。
- ○6番(藤原幸雄) 今、市長から大変前向きなご答弁をいただきまして本当にありがと うございます。市長からただいま男鹿署長云々ということが言われまして若干思い出し

たわけでございますが、惰性ではございますが、市長の行政報告の中でも上出戸駐在所を天王交番に業務をほとんど移して云々ということがございましたけれども、私は警察そのものは危機管理がないと思います。なぜならば、上出戸からいわゆる天王交番までかなりの距離がありますよ。同時にまた、天王地区にも人口が増えているのは追分地区でございます、出戸方面。それでちょっとした業務はことぶき荘でやるということでございますけれども、本来であれば上出戸駐在所を建設するということで男鹿署の署長、県警幹部それぞれ天王の当時、桜庭町長のところへ来て「上出戸交番を天王の南分署の隣に建てますので宜しくお願いします」ということで、あのとおり消防の南分署をずっと奥に建てたわけでございます。それが市にほとんど連絡もといいますか、できてからですね、こういうふうになりましたからでは、本当から言えば全く本末転倒だと思います。この際やはり市長の行政報告にもありましたように、私は警察行政、消防行政にはそれぞれの部署があると思いますけれども、ここでは強く要望、要請するべきだと思いますが、この点につきまして市長のご答弁をお願いします。

- ○議長(藤原幸作) ただいま五城目署移設関連事項でございますので、当局に対する今後の要望ということで受けとめさせていただきますので、よろしいでしょうか。
- ○6番(藤原幸雄) はい。
- ○議長(藤原幸作) これをもって、6番藤原幸雄議員の質問を終わります。 11番藤原典男議員の発言を許します。11番。
- ○11番(藤原典男) おはようございます。日本共産党の藤原典男議員です。
 - 9月議会を準備されました市長はじめ議会事務局、関係当局の皆様、大変御苦労さまでございます。また、朝早くから議会の傍聴に来られました市民の皆様、御苦労さまでございます。

今年は、特にもうすぐわか杉国体が始まるという中で、その準備も平行しての議会ということで忙しかったことと思います。大変御苦労さまでございます。ぜひ、わか杉国体に参加された選手の皆様が秋田県、そして潟上市にまた来たいという良い思い出を持たれるよう、微力ながら応援していきたいと思っております。

私は今後の市民生活にかかわる点について4項目にわたり質問したいと思いますので、 市当局のご答弁を宜しくお願い致します。

1点めの質問は、潟上市での生活保護行政への取り組みとあり方について伺います。 生活保護行政について、政府は今まであった老齢加算や母子加算を減額廃止し、さら に持ち家の高齢者については一定の資産以上の価値があれば、それを担保にし、貸付金で生活しなさいというリバースモーゲージ制度の導入や一層の適正化、就業の強要を進めるとしております。老齢加算では20%の削減、母子加算では15%の削減がされております。各自治体においても財政難を理由に抑制の動きがあり、生活保護の申請を窓口で受け付けない、もしくは保護の申請を認めても数か月の経過で自立を促し、保護の辞退届けの強要を行うという自治体もあります。その典型としてマスコミでも取り上げられましたが、北九州市では餓死事件も発生し社会問題化して、市の福祉事務所長が刑事告発されました。憲法25条では「健康で文化的な生活を営む権利を有する」とうたわれており、生活が困窮した場合の最後のセーフティーネット、命綱として生活保護法にも規定されております。潟上市での生活保護行政に対する取り組みについて、次の点について伺いたいと思います。

1つは、生活保護申請があった場合にはどのような対応をしているのか。

2つめは、就労や年金が入ることになったとかの理由で自立できるような状態になったときに生活保護の辞退届けの提出は本人の意思によるものと思われますが、その際、 辞退届けを出したその後の生活が生活保護基準より下回る場合には慎重に対応しなければいけないと思われます。それについての考え方、見解について伺います。

3つめは、車の所有については原則的にはできないということになっているようでありますが、所有できる場合の条件について政府は見解を出しております。この車の所有についてはさまざまな声や要望があり、行政側はわかりやすい説明をなかなかできないでいるのではないかと思います。通院したくても不便とか体力がもたないなどの声もたくさんあります。どのような扱いになっているのか最新の情報について伺いたいと思います。

4つめは、自立支援プログラム機能の発揮、雇用機会や雇用の場の創出への潟上市で の取り組みについて伺いたいと思います。

次に、第2点めの質問に移ります。国民健康保険の滞納による資格証明書の扱いと発 行について伺います。

国民は平等に医療を受ける権利を持っており、健康な生活を営む権利がありますが、 近年の税金の負担増や失業、病気での収入減により国民健康保険税が継続して納められ なくなり、やがて滞納となります。そして長期に保険税を納めることができなくなれば、 短期保険証、そして資格証明書の発行となります。保険税を支払いたくとも支払えない 状況の方にも、また、そのような状態の中で現在医療にかかっている方たちにも資格証明書を発行するのか伺いたいと思います。資格証明書を発行されれば病院の窓口での支払いは全額その場では自己負担となります。これでは治療から遠のき、治る体も長期に治らず、健康を取り戻すことができなくなります。市は住民の健康には十分配慮すべきと思われます。どのような場合、資格証明書を発行するのか、市当局の対応と見解、規則について伺いたいと思います。

3点めの質問に移ります。子供の権利条約への潟上市の取り組みについて伺います。

子供の権利条約は国連で1989年11月に採択され、日本は1994年5月に批准しました。 13年が経過した今、子供と子育てをめぐる事件や問題はどうでしょうか。すべての子供 が幸せに育つことができるように、そうした願いとはほど遠い子供の姿があるのではな いでしょうか。いじめや自殺、子供が犠牲になる痛ましい事件が起き、報道されており ます。子供がすこやかに育っていけるのかどうか、心配される状況です。このようなと きにこそ条約の精神が発揮される各自治体の取り組みが必要ではないでしょうか。私が 言うまでもなく、今、世界の子供は戦争に巻き込まれたり、発展途上国にあっては1人 当たりわずかの少額のワクチンを受けることができなくて5歳にも満たず死んでいく子 供、満足な教科書もなく学校もない国、子供が人身売買される実態、子供が強制労働さ れ、また、家族のために働かなければいけない国、子供が兵士としてかり出されたり、 または地雷のために死んだり傷ついたり、そして毎日当たり前の食事をすることができ なかったり、きれいな水を飲むことができなかったりと世界は今、子供を守るためには ほど遠い国があるのが現実です。世界のある国では大学は授業料が無料という国もある 中で、日本においては経済的理由で子供を望む大学にやることができなかったり、重い 病気や難病の子供に十分な医療を受けさせることができないなど、1人の人間として親 が守っていきたくてもいけないのが現実と思います。

子供の権利条約は2006年12月現在で193か国の国や地域が締結しております。40条ほどからなっておりますが、この条約は大きく4つの権利を定めております。1つは、生きる権利です。防げる病気などで命を奪われないこと、病気や怪我をしたら治療を受けられること。2つめは、育つ権利です。教育を受け、休んだり遊んだりできる権利。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること。3つめは、守られる自由です。あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子供や少数民族の子供などは特に守られることとなっております。4つめは、参加する自由です。

自由に意見を表明したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること。以上が挙げられますが、子供を一市民と見る観点が大事だとも言われております。保育園、幼稚園、学校、学童保育、部活、地域や家庭との連携などでの取り組みや今後の考え方について伺いたいと思います。

次に、4点めの質問に移ります。潟上市での各公民館の冷房設備の設置状況について 伺います。

潟上市内での各公民館を利用したさまざまな文化活動は生涯活動と結びつき、大変有意義な各サークルの活動の重要な拠点になっていることと思われますが、今年のような暑い夏場での活動は熱中症も引き起こすのではないかと思われる異常な公民館の気温温度もあったと聞いております。潟上市内での各公民館の冷房設備の設置状況はどうなのか伺いたいと思います。特に、毎週毎週頻繁に使用されている追分出張所の和室の間をはじめとしたほかの公民館についても、地域の皆さんからは大変な要望が寄せられていることはご承知のことと存じます。快適な環境のもとで文化活動に専念できるように、とりあえずは利用頻度の高い公民館の和室から優先的に冷房設備の設置を図っていくべきと思われますが、今後の市当局の取り組みと考え方について伺います。

以上で壇上からの1回めの質問を終わります。市当局の前向きなる答弁を宜しくお願い致します。

○議長(藤原幸作) ただいまの質問の相手は石川市長となっておりますが、事務細部に わたる部分もございますので部長等が答弁致します。

当局より求めます。丸谷福祉保健部長。

○福祉保健部長(丸谷 昇) おはようございます。

私から潟上市での生活保護行政への取り組みについて、11番藤原典男議員さんの質問にお答え致したいと思います。

生活保護の業務につきましては、市制施行により行われた事務でございます。合併当初の平成17年4月1日現在では275世帯399人であったものが、平成19年8月末現在ではその数が322世帯435人となっております。これを比較しますと、47世帯、36人が増えている状況下にあります。

ご質問の第1点めの生活保護申請があった場合の対応について申し上げたいと思います。

生活保護で福祉事務所に来所される方は、最後のよりどころ、いわゆるセーフティー

ネットとして藁をもつかむ気持ちで来所されるため、本市においてはこのような切羽詰まった相談者の立場に立って相談に当たるように心がけております。また、相談については人目のつかない相談室等を利用し、相手の話をよく聞くことに配慮するとともに、間違っても相談所が申請抑制と受け取れるような対応にはならないように心がけている次第でございます。

なお、福祉事務所に来所できない方については、担当のケースワーカーが自宅に訪問 し、相談に乗っております。そして申請を受理することもケースとしてはあります。

申請を受理した場合には、生活保護法第28条および第29条の規定により福祉事務所が 資産、収入、稼働能力、扶養能力等を調査致します。要否判定につきましては、厚生労 働省が定める年齢別、世帯構成別の基準で積算した最低生活費と、調査で把握した資産、 収入を比較します。資産、収入が最低生活費を下回る場合に保護の適用がされます。最 低生活費と収入の差額が扶助費として支給されることになっております。

次に、2点めの生活保護の辞退届け後に生活保護基準を下回る場合の考え方、見解について申し上げたいと思います。

被保護者が就労開始等により自立した生活ができるだけの収入を得て生活保護を辞退した場合には、頑張るように励ましの言葉をかけるとともに、また、生活が苦しくなった場合にはいつでも相談に乗る旨のことを伝えております。その後、また生活保護の申請をする事態になった場合には、質問第1の措置を取っております。

次に、3点めの要保護者の車の所有についての考え方について申し上げたいと思います。

本市では車の保有については次の3項目に該当した場合に容認しております。1つめとしては、事業用として活用されている場合。2つめとして、通勤用であって公共交通機関の利用が困難な場合。3つめとしては、障害者の通院、通所、通学のための使用の場合としております。

参考まででございますけれども、平成19年8月末現在では10世帯の所有を認めております。事業用世帯が1、それから通勤用が8世帯、障害者世帯が1と、こういうことが現状でございます。

次に、4点めの自立支援のプログラムの取り組みについて申し上げたいと思います。 雇用環境の厳しい中において福祉事務所と公共職業安定所が連携して、稼働能力があ り、かつ自立意欲の高い被保護者に生活保護受給者等就労支援事業を平成19年度から本 市では実施しております。平成19年8月末までの対象者は9名、就労開始が4名、うち保護脱却が3名でございます。また、福祉事務所独自にケースワーカーが指導、援助して就労開始したのは6名であります。そのうち保護脱却した方が4名おります。

それから、高齢者の日常生活支援プログラムについては平成18年から開始し、ひとり暮らし高齢被保護者が地域で孤立することなく自立した日常生活が送れるよう支援することも行っております。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 菅生市民生活部長。
- ○市民生活部長(菅生一也) 11番藤原典男議員にお答えを申し上げます。

私の方からは、2つめの国民健康保険税の滞納による資格証明書の扱いと発行についてお答えを申し上げたいと思います。

国民健康保険は、相互扶助のもとに市民の保険税で成り立ち、保険税を納めていただくのが前提でございます。しかし、さまざまな理由で国保税を納めれないというような事情を勘案し、対処するのが納付相談でございます。

ご質問にあります資格証明書の発行でございますが、潟上市国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する要項によりまして、保険税の納期限から1年間が経過するまでの間に国民健康保険税を納付しない場合に資格証明書の発行手続きを行っておりますが、これは国保被保険者間の公平性を図るとともに悪質な滞納者対策として設けているものでございます。

資格証明書の交付には、滞納者に対する納税折衝を十分に行いまして滞納者や世帯構成員の収入および生活状況、資産や負債の状況など、その世帯にかかわる実情を正確に把握しながら対処しております。したがって、保険税を支払いたくとも全額支払えない方々には国民健康保険税の減免申請指導や納付金額の相談を行いまして、短期被保険者証の交付を行っております。

また、医療にかかっている方にも資格証明書を交付するのかにつきましては、その方の健康に十分配慮しながら国民健康保険法施行令第1条の4によりまして、特別な事情が認められた場合には資格証明書は交付しておりませんので、ご理解をお願い致したいと思います。

以上です。

○議長(藤原幸作) 小林教育長。

○教育長(小林 洋) 藤原議員の第3番めの子供の権利条約への潟上市の取り組みについてお答えしたいと思います。

議員がご指摘のように、近年、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっております。 潟上市においては、市の将来を担う子供たち一人ひとりの個性を生かしながら創造性が 培われる環境を構築し、創造性と人間性に富んだ人材を育成するととともに、すべての 市民が参加できる「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり」を基本目標として 推進しているところであります。具体的には、潟上市教育ビジョンを策定し、対応して おります。

質問にあります保育所、幼稚園につきましては、自然や地域の人々とのかかわりを大切にし、子供たちが多様な体験を通して感動や感性、思いやりの心が育つよう、老人クラブとの交流など地域住民との触れ合いを深めております。また、家庭との連携や幼・保園児の交流、幼・小の教師の交流を行い、就学前教育の充実を図っているところであります。

また、学童保育については、各小学校区の必要に応じて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るよう施設を設置しております。

学校や部活においては、人間としての知・徳・体の調和の取れた育成を図り、児童生 徒の主体性を尊重し、学び合うかかわりを大切にした活動となるように努めております。

地域とのかかわりについては、先ほどの幼児教育のところで述べましたように、本市 としても重要と考えているところであります。地域と家庭、保育園、幼稚園、学校、関 係機関が一体となり、それぞれの持つ教育資源や豊かな知識・経験を活用し、子供も大 人も学び合うことができるように推進しているところであります。

子供たちの安全・安心については、子供たちを守る会やスクールガードなど地域の安全ボランティアの皆様よりご協力いただき確保に努めているところであります。また、 虐待等家庭にかかわることについては、市の福祉事務所および民生児童委員との連絡を密に取り連携しながら、早期発見と早期対応を行っているところであります。

なお、保護者や子供からの相談に対しては、幼稚園、保育園、学校や若竹幼児教育センターにある地域子育て支援センター、小中学校に配置しているスクールカウンセラーや子供と親の相談員などで対応しております。

このように本市では子供の権利条約の趣旨に沿い子供たちの生きる権利、育つ権利、 守られる権利、参加する権利の4つの子供の権利を遵守するよう取り組んでいるところ

であります。

以上でお答えを終わります。

- ○議長(藤原幸作) 山平教育次長。
- ○教育次長(山平 東) 藤原議員の質問4にお答え致します。

潟上市の各公民館冷房設備の設置状況についての質問でございますが、快適な環境の もとで学習活動や文化活動に専念し、生活を豊かにした文化の継承や創造する活動に市 民が取り組んだりしていくことは、潟上市の貴重な財産の一つと考えております。

地区の拠点的な施設であります昭和公民館、飯田川公民館については、全館冷暖房設備が完備されております。また、天王公民館については、年次計画に基づき平成12年度から各学習室に順次設置しているところでございます。

藤原典男議員の質問の趣旨はよくご理解できますが、追分出張所をはじめ社会教育施設の冷房設備については財政も伴うことから今後検討してまいりたいと思いますので、 ご理解のほどを宜しくお願いしたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 11番、再質問ありますか。11番。
- ○11番(藤原典男) ご答弁どうもありがとうございました。

第1点めの生活保護の関係についてなんですけれども、魁に9月7日付で記事が載っております。「生活保護については、受給辞退の強制禁止。これは厚労省自治体を指導」ということで記事が載っております。このニュースを読みますと、北九州市では4月に生活保護の辞退を申し出て受給を打ち切られた男性が7月に死後約1か月の状態で発見、自宅から「おにぎり食べたいなど」と書かれた日記が見つかった。この問題で8月、弁護士らが受給辞退を強要し、保護を打ち切ったなどとして同市小倉北区福祉事務所長を公務員職権乱用などの容疑で福岡地検小倉支部に告発した。この日の会議では、厚労省側が受給者が役所に提出する辞退届けについて受給者本人の真摯な意思に基づくことが必要であることを指摘。仮に辞退届けが本人の意思で出された場合でも、保護費の支給を打ち切っても本人が自立できる可能性があるかどうかや生活が困窮状態に陥ることがないよう十分留意することが大切だとしております。また、生活保護を申請するために窓口を訪れた人に対しては、きめ細かい面接相談を行うことが必要と指摘。法律で認められている生活保護を申請する権利を侵害してはならないのは当然であり、侵害していると疑われるような声も慎むよう注意し、喚起したというふうに厚労省が改めて自治体を指導しておりますけれども、潟上市の場合でも、私も一緒にお付き合いしたこ

ともあるんですけれども、いろいろなお話を聞きますと、生活保護の相談に関しては大変職員の方が親身になり、言葉づかいもまた態度もよくて安心できる、そしてまたプライバシーも守れるような状態でお話ができた、そして本当に受けて良かったというお話もあり、この対応については私もほとんど問題はなく、これからもそれを引き続いていってもらいたいと私ははっきり言いますと評価できるんじゃないかなと、対応については、そういうふうに思っております。

それから2点めの保護辞退届けについてなんですけれども、就労した場合には頑張りましょうと、また生活が苦しくなった場合はいつでも来てくださいというご答弁がありましたけれども、先ほど読み上げました記事の中にはですね、辞退届けを行ってもその方が引き続いて生活保護以下であるかどうかということについては十分、本人が辞退しても慎重に行うべきだということは、辞退を申し出てもその方が生活保護基準以下であれば継続しなければいけないという解釈だと思うんですよ。そういう点では、もう一度見解を伺いたいと思います。

それから車の保有についてなんですけれども、先ほど事業用の関係、それから通勤の関係、障害を持っている方の関係ということで答弁ありましたけれども、私、これに該当しない方ですね。障害を持っているというのは障害者手帳を持っているのか、これは精神障害もあるし知的障害もあるし身体障害者もありますけれども、この障害を持っている方というのはどういう基準でやるのかと。といいますのも、生活保護を受ければ車がなくなるということを言われていますが、今の私の状態ではとても男鹿線1時間に1本、それからバスは1時間に1本、何として組合病院に行くんだと、それも駅に行くまで普通の方なら10分ぐらいで歩けるのに、私の場合は30分歩いただけで足がつって大変だったという、一般的には障害者と認められなくてもそういう状況の方もいるわけですね。そういう方に対してどういうふうにするのかと。私はやはり通院が困難であればですね、そういう方は認めていくべきじゃないかと。一般に障害者と認められなくても状況を判断しながらね、やっていくべきじゃないかというふうに思うわけです。

それから車の保有については、これに準ずるものとして移動の関係ですね。前、政府の見解では「原付自転車については中古のものは認める」ということでしたけれども、最近の例ではですね、「原付については新車も認める」と、「新しいものも認める」という見解も出したようなんですけれども、それについてはしっかりした指示とか通達とかそういうものが来ているのかどうか。私の勘違いかもしれませんけれども確かそのよ

うなものが来ていると思いますので、これについては車の保有と同時に移動の関係について私今質問したわけです。

それから4つめの自立支援とか雇用機会の対応、そのプログラムの関係についてはですね、しっかりやはり親身になって自立へのために就労あっせんをしていっているということについてはわかりましたので、その点についてはよろしいと思います。

それから次、国民健康の資格証の問題についてもう1点伺いたいと思います。

納付相談とか減免申請とかいろいろ市民にやっているということは私も聞いておりますけれども、特別な事情の目安ということについてもう一度詳しくお聞きしたいと思います。

それから具体的に言いますとね、子供がいる世帯についてはどうなのかと。高齢者がいる世帯についてはどうなのかと。それから病気の方がいる世帯についてはどうなのか。資格証明書を発行するのか。また、生活保護基準以下の家庭の方が引き続いて保険証をいただきたいといったときに、生活保護基準以下であればやはり健康保険税を全額納めていくということは私はできないと思うんですよ。そういう場合、どういう扱いになるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、このほかに国民健康保険法施行規則第5条の5ということで、老人医療の関係や被爆者医療、育成医療、療養医療とか妊産婦の入院助産とか里親等の委託、乳児園等とか児童家庭支援事業等の委託とか母子保険の療育医療とか24項目ありますけれども、これについても資格証明書は発行されないと思うんですけれども、それについての見解を伺いたいと思います。

それから3つめ、子供の権利条約についてなんですけれども、潟上市での取り組みや改革のあり方について答弁がありましたけれども、やはり大事なことは子供一人を人間としてとらえて、何かあった場合にはいろんな面で子供の立場に立って考え方、行動を起こす、これが大事だというふうに思います。これがやはり条約の基本と思います。子供をどうとらえ、子供の参画実現の可能性をどう引き出していくかということです。ですから、親はもちろんのこと子供に触れ合う機会の多い教師や保育士をはじめ地域の方々が日本も批准しているこの子供権利条約をまず認識していくことが大事だと思います。行政もこの権利条約が認めているものが潟上市では何を求めているのか、そういうことも広範囲にわたる行政でもありますけれども深い思慮が必要ではないかというふうに思っております。

各自治体の取り組みをちょっと紹介しますと、子供の権利保障に関する思想と実践が 紆余曲折を経ながらも進展しているということなんですけれども、1つは子供の権利条 例をつくっているところもあると。また、子供の人権オンブズパーソン、私もよくわか らないんですけれども、子供の人権オンブズパーソン条例づくりということもやってい るそうなんです。それから2つめは、子供の意見表明と参加を保証するために子供議会 なども全国的に行われているということですね。これは子供さんを呼んで、市当局に対 して「この点はどうなんですか」ということを子供の立場から開いて、子供議会をやる というんですか。有権者ではないんですけれども子供も一人の人間としてそういうふう に扱うことが大事だと。要するに子供権利条約の担い手と認め、大人とともにまちづく りを進める新しい子供感が深められていると。そして子供の主体性が生かせるように大 人とのかかわりの質が求められていると思います。今後の取り組みについて特に障害を 持っている子供さんに対する市当局の考え方について教育長からお伺いしたいと思います。

それから4点めなんですけれども、各公民館の冷房設備の設置についてなんですが、 今聞きますとやはり財政的なこともあり、非常にいろんないっぱい施設があって困難と いうこともわかりますけれども、ぜひ各施設の利用の頻度がどの程度のものかと、また、 大変な夏場に利用した際にどのような状況になるのかということも調査しながら、まず 早速、優先順位をつけるための調査をしていくべきではないかと、そういうふうに思い ます。その点について伺います。

生涯学習や唯一の趣味を発揮させる場として、特に高齢者が多くなっておりますが、 高齢者がそういうふうに安心して快適な環境でいろいろな活動ができるように市当局も 考慮していくべきではないかと。いろんな多くの施設がありますのですぐにはできない ということも私は承知をしておりますけれども、早い時期での今後の市当局の取り組み を見守りたいと思いますので、まずは調査ということについてお伺いしたいと思います。 以上です。

- ○議長 (藤原幸作) 丸谷福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(丸谷 昇) 藤原典男議員さんにお答えしたいと思います。 3 点ほど あったように私は記憶しております。

まず第1点めは、保護の申請辞退した場合のその後の対応はどうしているのかという ことだったろうと思いますが、辞退後についても職員はそれなりの連絡を取りながら配 慮は怠らないで対処しております。

それから車の所有についても質問があったと思いますが、法令によりまして「処分後の価値が低いものに限る」とこうなっておりますので、この条文を解釈すると新車は ちょっと無理なのかなという気がしています。

それから移送費という項目がございまして、バスや汽車につきましては実費支給ということになっております。ただ、またどうしても藤原議員さんがお話なりましたようにとても歩けないとかそういった方については、お医者さんの証明書があればタクシーの利用も可能という項目もございます。

いずれにおきましてもケース・バイ・ケースで、その保護申請者に対する適切なアドバイスといいますか措置は取っているつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 宮田市民課長。
- ○市民課長(宮田隆悦) それでは、2点めの11番藤原議員の再質問にお答えします。

はじめに、国民健康保険制度は保険の自立保障社会制度で国民健康保険税を主な財源 として独立採算性で賄っているという事業でございます。先ほどの質問にありました国 民健康保険法施行令第1条の4の特別の事情についてお答え致します。

1つめは世帯主が財産につき災害を受け、又は盗難に遭ったこと。2つめでございますが、世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。3つめでございますが、世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。4つめでございます。世帯主がその事業につき著しい損失を受けたことでございます。いずれに致しましても、1から4までの事由があったときにこの項目であります。

資格証明書の交付については、法令に基づき特別の事情としてこの5項目に該当するか否かについては慎重な取り扱いを行っております。資格証明書の交付は国保保険者間の公平性を図る見地から行うものであり、悪質な被保険税滞納者を対象として設けられたものであることを理解していただきたいと思います。

先ほどの質問にありました、また、低所得者であることが特別な事情に当たるかに対しましてでございますが、低所得者の方は特別の事情としてとらえず、国民健康保険税は目的税であることから減免取扱規則で対応しております。

また、資格証明書適用除外者については、およそ24項目がありますが、十分に調査し

て確認できますことから資格証明書の発行は行っておりません。特に福祉医療適用者については資格証明書は発行しておりませんし、また、母子・父子家庭の子供と一般の福祉医療受給者に対しても資格証明書は交付しておりません。

以上でございます。

- ○議長(藤原幸作) 小林教育長。
- ○教育長(小林 洋) 藤原議員の再質問にお答えします。

先ほども申し上げましたけれども、私は教育行政に当たってどんな子供も将来に向かって大きい可能性があるし、将来性もあると、考えまして、子供たちをたくましく大きく育てたいという観点に立って進めております。

先ほどの話の中にありました子供議会、あるいは子供の権利条例等々についてありましたけれども、これからよく検討して取り入れるものは取り入れてまいりたい。しかし、 先ほど申し上げました子供の権利条約の趣旨は私ども十分推進してまいりたいと思って おります。

障害を持っている子供たちについてでありますけれども、これについては今潟上市では小中学校の特殊学級に入っている子供が15人おります。小学校が7人、中学校が8人であります。この子供たちがそれぞれの学校に入学する時、就学指導委員会の中で保育園、幼稚園、あるいは学校関係者、あるいは保健関係者といろいろ協議しながら、その子供にとってその学校に進学することが、普通学校に進学することが果たしてふさわしいのか、症状とかですね、あるいは子供のいわゆる経済状態などを十分に保護者の方々と相談して進めているところでありますので、私は今のところ子供たちにとっては大した問題はないというふうに、元気に学んでいると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

終わります。

- ○議長(藤原幸作) 山平教育次長。
- ○教育次長(山平 東) 藤原議員の再質問にお答え致します。

調査をして利用頻度の高いところから順次冷房を入れてくださいという質問でございますけれども、先ほども答弁したように財政事情等も考えながら、そしてまた潟上市には社会教育施設は分館69、それから児童館26、集会所6、公民館1となっております。それを全部入れますと102施設があります。このようなことから先ほども言いましたように利用頻度の高い学習室とかそういうのを調査しながら、この後、検討してまいりま

すので宜しくお願いします。

- ○議長(藤原幸作) 11番、再々質問ありますか。11番。
- ○11番(藤原典男) 大体答弁はわかりましたけれども、先ほどちょっと私誤解されたんじゃないかと思ったんですが、生活保護の関係の車の所有ですね。新車というのは原付のバイクなんですよ、50cc。今までは中古しか認められなかったのが今度は新車、新しいものでもいいという通達が確か来ているはずなので確認の意味でお話しました。

それから通院の場合はタクシーも利用できるということなんですけれども、タクシー往復で、例えば中通病院とか組合病院に行った場合かなりかかるわけですね。そういう場合よりは、やはりもう資産価値、先ほど言いましたけれども資産価値の低いような車を保有してもらってですね、毎週行かなければいけない方もいるんですね、やはり。そういう場合はやはりケース・バイ・ケースというお話をしましたけれども、十分にその方の立場に立ってどちらがベターなのかということも考慮しながら慎重に意見を聞いて対処していただきたいというわけです。

それから国保の問題についてはですね、先ほど悪質な滞納者ということのお話がありました。私が問題にしているのは、払いたくても支払うことができない家庭の方への資格証明書の問題を取り上げてやったわけですけれども、しかしいずれ資格証明書にはかかわりあることなのでもう少しお話しますと、資格証明書、本当に発行されればもう医者にかかれないという本当に大変な問題が起きるわけですね。しかし、これに対して悪質だというのは私もちょっと聞いておりますけれども全然応じないとか、納付の相談にも行かないとか、何回行ってもあれこれだという話を聞いておりますけれども、今はその方、健康でいいんですけれども、やはり5年後、10年後に自分の体が病気になったときにどうするのかということもしっかりお話しているのかと。ただ、納税、納税だけじゃなくてね、本当になくなった今の状態が続けば、やはり年齢が加算されていきますとこういう大変な実態になったときにどうするのかという親身な相談の中でこういうふうにやっているのか、そこら辺もちょっとお聞きしたいんですけれども。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) 児玉課長。
- ○社会福祉課長(児玉俊幸) 藤原議員のご質問に答弁を致します。

原付につきましては、内容として新車か新車でないのかということについては現在把握しておりませんので、そのことについては答弁を差し控えたいというふうに思ってお

ります。

それから組合病院等とかいろいろ移送費のことも含めての障害者等の自動車の所有に つきましては、障害者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場 合については認められるということになっております。

それから先ほど来、部長が話しておりますように、自動車の処分価値が少ないという ことでございまして、障害者の場合ですと「構造上、障害者用に改造しているもの」と いう限定もございます。

それから自動車の維持に必要な費用につきましては、他施策の活用等によって確実に 賄われる見通しがあるということも規定されております。

それから通学については、通勤等につきましては当然働いている場合等につきまして、 その経費が通勤の金額が少ない、交通の機関を利用した場合、それから収入を得るため の自立を図るということが原則でございまして、それよりも自動車を利用した場合が少 ない場合が認められるということでございます。

以上です。

- ○議長(藤原幸作) これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。
- ○11番(藤原典男) はい、どうもありがとうございました。
- ○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。再開は11時30分とします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。 19番大谷貞廣議員の発言を許します。19番。

○19番(大谷貞廣) おはようございます。

通告に従いまして2項目、6点を質問させていただきます。

地元産業活性と誘致支援についてです。

我が国の景気回復は戦後最長の拡張にあると言われておりますが、潟上市はその恩恵の実感もわかないのが現状でなかろうかと思います。県内経済は持ち直し、動きが緩やか、景気は踊り場的な状況が続いているとしています。財務、金融筋が判断しておりますが、原油高による原材料の高騰が企業、社会全体に与える影響が懸念されております。また、指標出所と計算方法によるだろうが、8月11日、18日、某誌特集で安心して住め

るまち全国805都市ランキング「安全・安心パーフェクト」経済力より、県内13市中の 潟上市の位置づけは、経常収支比率91.2%、県内3位、全国432位。法人住民税納付額、 人分の円、3,607円、県内13位、全国783位。人口増加率マイナス0.67%、県内2位、全 国379位。完全失業率8.26%、県内12位、全国753位と掲載されております。法人住民税 納付額、完全失業率などを勘案すれば、地場産業振興と活性、創出が潟上市飛躍発展に つながるもの多大と考えられます。県民の意識調査でも雇用、経済状況の停滞から優先 すべきは雇用対策であると、私は19年3月定例での質問で産業の振興と企業誘致に、当 局から地元企業の振興支援と企業誘致対策、新規参入企業への行政からの配慮、意気込 みなど明快なご答弁をいただいております。が、秋田市のベットタウン化として人口増 加を経てきた本市であるが、住民の働く場所が足りない、本年も400人の新成人、人材 が誕生致しました。個々人の価値観にもよるだろうが、人材を財産としてとらえ、地元 に定着、定住する環境が地域の飛躍発展につながるものと思います。最近の本市の人口 流動を懸念しております。某国際政治学者が戦略の定義で、「目標達成に向けて保有す る手段を動員」ではなく、これは一般的でございます、「保有する手段にあわせて目標 を設定すること」と定義されております。地域産業活性と企業誘致の二法が施行されま した。今こそ地元経済界と行政が一体となって、現状を踏まえて中小企業地域資源活用 促進法、地域資源を活用して新商品開発を行う中小企業への支援、企業立地促進法、企 業誘致に取り組む自治体への支援にどのように取り組むのか、お考えを伺いたい。

次に、地域農業についてでありますけれども、8月10日、農水省が18年度食料自給率40%割れ、13年振りの天候不順が響くと、米1人当たりの消費量も61キロ、前年度61.4 キロに比べて0.4キロ減っております。また、東北農政局秋田農政事務所、農業経営統計調査によれば、県内は18年度産米の10アール当たり所得が前年に比べ12.7%の減、3万1,335円で、過去10年で最低であった昨年を更新、原油価格の高騰により高熱動力費などコスト増しと米価格の低落傾向が続き、所得が減少していると。国の助成金などを除くと10アール当たりの粗収益は1.3%減の11万5,182円と公表しております。さらに今週より米仮渡金の方式を改定するとしました。生産者の農業意欲と減退と就農放棄が懸念されます。国内農業は市場原理に翻弄され、輸入農産物の攻勢により弱体化し、国は農業の経営安定対策支援策として認定農業、集落営農組織とする規模要件を支援対象とし、以外は対象外としました。経済産業、農水省が連携スタートさせた農業法人向けの経営相談の支援事業が低迷していると新聞報道されておりました。潟上市の現状はどう

なのか。また、対象外農業者への対応はどのような方向づけをするのか伺いたい。

今までの安定した時代は、稲作同一歩調型の生き方でも問題視することはなかったが、グローバル化の中で人口減少と食生活の欧米化に伴う農産物需要の減少、供給面では高齢化による担い手不足、多国間農業交渉、自由貿易協定、経済連携協定による海外との競争激化など農産物の自由化が進行し、農業の一層の厳しさが予想されております。19年6月刊行の統計で見る市区町村の姿2007年によれば、潟上市全産業の生産額に占める農業生産額は3%にあり、農業も主力産業であることは否めないと思います。本市の農業もさまざまな問題を抱えている現状であるがゆえに、国内外の産地間競争に打ち勝つためには経営形態と経営の効率化はもとより、農産物の付加価値を高める対応も必要と考えます。消費者が食品に対する安全・安心志向や健康志向が高まり、その要求に対応すべく、農産品の新商品の開発、販売など、食品産業などと連携し、地域の資源を生かした農業を総合産業としての育成のお考えと、また、専門的な技術職員を配置するお考えがないのかお伺い致します。

宜しくお願いします。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 19番大谷議員の一般質問の1点め、地元産業活性と誘致支援についてご答弁を致します。

ご承知のとおり、本市はいち早く超高速通信網、通称Bフレッツを整備するなど、時代の要請に的確に対応しながら地元企業の振興と企業誘致のため、融資あっせん枠や工場等設置奨励対象業種の拡大など雇用機会のさらなる創出に努めております。

しかし、大谷議員がご指摘のとおり、県内においては実感を伴わない景気回復感が支配的で、企業誘致や雇用の面に良い兆しがあらわれてこないのが現状であります。

こうした中にあって、国では中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する中小企業地域資源活用促進法を定め、各地域の強みである産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等を活用して新商品開発を行う中小企業に地域経済の活性化を図るため支援措置を講じるとしています。

具体的には、地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000件創出するものですが、 県は商工会や商工会議所と協議し、基本構想を策定し、指定された地域資源を活用して 新商品開発を行う企業に対して、専門家によるアドバイス、試作品開発に対する補助、 設備投資減税、政府系金融機関による低利融資、地域中小企業と外部人材とのネット ワーク構想、大学等との研究開発などの支援を行うものであります。

秋田県の地域産業支援活用促進に関する基本構想に当たっては、県内各地の農林水産物や農産加工品・工芸品、文化財、景勝地、温泉その他観光資源が地域資源として指定されています。本市としても指定品目等を活用した事業展開を積極的に図ってまいります。

また、地方自治体の企業誘致を支援し、あわせて地域間格差の是正を図る企業立地促進法については、今年6月に施行され、原則的に自治体が自由に企業誘致の業種を選べるなど地域の主体性を尊重するのが特徴とされ、県内では電子・輸送機関連を主体とした秋田市を含め県南沿岸部および県南部をエリアとした地域と資源リサイクル、医療関連を主体とした秋田市と大館・鹿角地域に至る地域、木材関連を主体とした能代・大館・北秋田を主体とした地域で、地域産業活性化協議会を立ち上げる準備が進められています。

本市としては、昭和工業団地における工場の立地状況を勘案し、資源リサイクル、医療関連協議会への加入が現実的と判断しているところです。

今後は、設立協議会で行政手続きの効率化対策などを明記した基本計画を策定するとともに、国の同意を得ることにより誘致活動への補助や特別交付税などの支援が受けられるなどの優位性もあり、関連企業等の誘致に積極的に取り組んでまいります。

2点めの地域農業についてでございますが、ご承知のとおり、平成19年度から導入された品目横断的経営安定対策は、急速に農業従事者が減少していることや高齢化が進んでいることなどを背景に、これまですべての農業者を対象として講じてきた施策を見直し、意欲と能力のある担い手の育成、確保対策の政策であります。

このことは、食料自給率の向上も視野に、経営規模が小さく農業機械の導入や更新もままならない農業者が集落営農組織の一員として営農に携わることで積極的にコスト削減を図りながら、経営体の自立を目指せる方策ととらえています。

この組織体が今後5年後には法人化を目指すことになりますので、このたびの品目横断的経営安定対策等にかかわる各地域の座談会における法人化問題への積極的な意見を超える議論が今後展開されることと思います。農業法人化に向けた話し合いはこれからが正念場と思っています。市と致しましては、今後とも農業者ならびに農協をはじめ農業関係機関と連携し、法人化への理解を深めてまいります。

また、支援を受けることができない農業者には、各々の経営の現状と今後について十

分に検討を加えながら、意欲のある農業者には集落営農組織への加入、あるいは組織の 立ち上げに誘導してまいりたいと思っています。

最後になりますが、経営の安定を図る上で農産物に対する付加価値を高めることや、 最近の輸入農産物への不安から安全・安心を求める消費者ニーズに的確に対応した農産 物の生産と流通ルートの確保は最も配慮すべきことと認識しております。

しかし、今は集落営農組織としての仕組みの安定と効率的な作業の充実、技術の向上を図ることが先決で、その土台に立脚して新たな農産物、農産品の開発に取り組むといった段階を踏まえることが第一と認識しています。

また、技術職員については、平成16年に農業改良助長法の一部が改正されたことに伴い、県の専門技術員と改良普及員が普及指導員に一元化されたことと、普及センターの必置規制が廃止されたことにより、実質的な技術指導は地域農協の営農指導職員が大きく担うこととなっています。

しかし、近年は農業者、農業者団体等、自らが需給調整を行うことや品目横断的経営 安定対策などの説明事務、米をはじめ大豆や枝豆などの選別業務や流通業務など農業団 体職員も繁忙を極め、今後の技術指導に当たっては適正人員の確保、配置など関係機関 と十分に協議しながら対処しなければならないと認識しています。

なお、技術職員には、生産技術はもちろん集荷・検査・加工・流通など一貫した知識が求められ、農協を中心に関係機関のご努力に期待するものであります。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 19番、再質問ありますか。
- ○19番(大谷貞廣) ありません。
- ○議長(藤原幸作) これをもって、19番大谷貞廣議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。再開は1時30分とします。

午前11時49分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

- ○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。 7番。
- ○7番(佐藤恵佐雄) 午前中に同僚議員の一般質問がありまして、私もその中に入るのかなと思っておりましたけれども、すばらしい質問のために若干遅れまして午後は1人

になりましたので、しばらくの間、ご清聴をお願いしたいと思います。

9月定例議会におきまして一般質問の機会を得ましたことを、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

いよいよ秋田わか杉国体の開幕が近づいてまいりました。潟上市国体開催のスローガンであります「潟上に汗と笑顔と感動を」の合言葉に、地元関係各位のご協力をいただき、おもてなしの準備に日夜ご奮闘されております当局に対しまして敬意を表したいと思います。

それでは通告に従って質問致しますので、宜しくお願い致します。

質問の第1点は、温暖化対策についてであります。

気象庁は2月9日、世界平均気温がまた最高更新と速報値を発表されておりました。 ご承知のとおり、今年8月は国内2か所で40.9度を記録し、最高気温が更新され、3日連続40度以上に達し、熱中症が原因で18人が死亡がされたと報じられておりました。 データによると20世紀の100年の温暖化と比べて、ここ30年間の温暖化のスピードが3倍くらい早くなっているとされ、これはどう考えても今後最高気温が更新され、夏場の暑さは年々強まる傾向にあり、いよいよ深刻な状況が来たなという感じがすると専門家は危惧しております。現在、世界的に日々木々が伐採され、過剰な家畜の放牧や農地開発が原因で砂漠が進んでいるため、植物や土壌が二酸化炭素を吸収する量が減って地球温暖化の悪化を加速させていると指摘しております。今や各自治体もグローバル的見地に立って政策を総動員し、連携を密にした温暖化対策を急がなければならない時代に入ったのではないでしょうか。

さて、本市は県内唯一の人口増加の一途をたどっており、発展は大変喜ばしいことでありますけれども、しかし、大なり小なり開発に伴い森林の伐採などで年々緑地が失われ、自然環境の保全を心配している人は少なくないと思っております。ロシアの格言の中に、「生涯のうちで大地に1本の木を植えることができれば、その人の一生に意味がある。また、木を植えることは命を得ることである」と言われております。森林が気候変動を緩和させると言われているが、市としてのこれまでの緑化に対する取り組みと今後の方針についてどうなのか伺いたいと思います。

また、政府は加速する温暖化に対しまして温室効果ガスの削減を各国に義務づけた京都議定書の目標を達成するため、学校や病院にも自主的な削減計画をつくるよう求めたことを決めたとあります。市として今後、温暖化の悪影響を小さくするための対応策と

してどう考えているのか。また、これまで地球にやさしい省エネルギー対策や新エネル ギー導入推進にどう取り組んできたか、お伺い致します。

潟上市総合発展計画の中に「地球温暖化対策は地球的規模での課題として、すべての 人々が自主的かつ継続的に取り組むことが重要である」とうたっております。

そこで1つ提案でありますけれども、幸い本市には防災潟上広報無線が設置されております。人間が深刻な温暖化をつくっているという点を踏まえ、一人の自覚と行動が大切であり、省エネ対策として家庭でのCO2の削減や地球環境情報を市民に毎日呼びかけていく考えはないか、お伺いしたいと思います。

次に、側溝改良と融雪道路建設についてお伺いします。

昨年、市民の苦情、要望の声を反映させるため、有志からなるグループで潟上地域から少しでも危険なところをなくしたいとの思いで旧3町の調査点検を実施致しました。そのことを石川市長に人命尊重を考えていただき、安心・安全のための環境整備の実現を図ってほしい旨、11月27日、要望書を提出しておりましたことをまず申し上げておきたいと思います。

要望しておりました中の1つである豊川、荒長根、株山線の側溝改良と融雪道路建設 について質問したいと思います。

他の箇所につきましては所管の課より、後の機会に進捗状況についてお知らせいただければありがたいと思っております。

さて、現在、潟上市の中にあって歩道もなくカーブ等、急勾配の状況下のもとで通学路や一般車両等の生活道路となっている地域が唯一、豊川、荒長根、株山線ではないかと思っております。しかも道路が狭く、冬期間にあっては車の交差が難しいことであります。また、側溝は老朽化してボロボロに欠けており、ふたのない箇所もあり、ドライバーから凍結状態になったら脱輪や事故が発生し、非常に危険という声があります。

話は少し変わりますけれども、今、格差が社会問題になっております。格差是正が叫ばれておる昨今であります。本市にあっても例外ではないと思います。過疎に伴う生活の不便や行政サービスの低下が新たな加速を生むという悪循環の歯止めをかけなければ、特に中山間地域の活力は減退していくのは明らかであります。石川市長は常々、生活者である市民の目線で環境整備、教育、医療、福祉等に取り組むという話を申し上げております。そのことを期待し、側溝改良と融雪道路建設について市長の前向きなご見解を求めたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 当局より答弁を求めます。石川市長。
- ○市長(石川光男) 7番佐藤議員の一般質問の1点め、温暖化対策についてお答えを申 し上げます。

本市では、平成17年10月29日に秋田経済同友会主催による秋田みどり再生運動が開催され、地域住民、市内企業協力のもとに天王グリーンランド隣地へ広葉樹のヤマザクラやケヤキなど1,400本の苗木を植樹しております。今後も関係機関と連携を図り、地球温暖化防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、将来的には現在天王地区の自治会が主体的に執行しています松くい虫の伐倒の 跡地にも広葉樹の植林を考えていかなければならないと思っているところでございます。

自治体の責務として、本年4月には潟上市地球温暖化防止実施計画を策定し、主に温 室効果ガスの9割以上を占めると言われる二酸化炭素の削減に努めております。

庁舎内においては、ご承知のとおりクールビズを奨励し、省力化に努めているほか、 飯田川庁舎においては、環境に配慮し、緑のカーテンと称してゴーヤを植栽し、緑化運 動の推進に努めております。

また、職員間の温暖化防止対策の意識高揚を図り、節電、節水、施設や車の燃料節約など環境負荷の提言に配慮した事務の実施を図っております。

市民に対しては、環境リーフレットの全戸配付や研修会などの集会の場においても温暖化問題を取り上げ、周知を図っております。

また、ご提案の市民へ温暖化防止対策として防災無線の活用ということでございますが、定期的に広報や集会の場を通じて周知してまいりたいと考えております。

2点めの側溝改良と融雪道路建設についてお答え致します。

この路線は、昭和40年代までは地域の主要生活道路でありましたので、ご指摘のとおり急勾配、急カーブなど道路構造上危険であることから道路改良を計画しましたが、家屋移転等が伴い、膨大な整備費が必要なことから、これを断念し、東側に荒長根、草生土線、西側に株山、田屋線の2路線を新設し、交通量を分散させ、危険度を軽減した経緯があると伺っております。

しかし、現在もこの路線は生活道路として位置づけられていることから、老朽化した 側溝の更新については整備計画に組み入れ、優先度を考慮しながら順次整備してまいり ます。 融雪道路建設につきましては、多大な費用が伴うことから早急は実施できませんので、 冬期間は凍結防止剤を散布して交通の安全性の確保に努めてまいりたいと思っていると ころでございますので、ご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

- ○議長(藤原幸作) 7番、再質問ありますか。7番。
- ○7番(佐藤恵佐雄) 先ほど答弁、市長からいただきましたけれども、潟上市におきましても飯田川庁舎の緑のカーテンとか、それらの対応はしているとは伺っております。また、新聞等でもありました。これからは、そういう意味では省エネ対策ということはやはり1つで言えば今の要するに車の低公害の車、それからまた1つ言えば太陽光の発電の各施設で設置していくとか、そういうことでもしない限り、大きな削減はできないのではないかと思っております。それから緑のカーテンのことでついでに申し上げますけれども、飯田川、天王、昭和、この中で飯田川だけがエアコンがないということでございますので、いくら緑のカーテンが敷かれたとしてもですね、やはりバランス的、公平さからいえば、質問の趣旨は違いますけれどもやはり飯田川におきましてもそれなりの温度調整をしてエアコンがなければ、やはり市民としてはちょっと発展しないのではないかなとこのように思っておりますので、かなり温度を調整しても今後エアコンは設置すべきだと私はそのように思っております。

それから今現在、世界的に炭酸ガスを人類が出しているのは280億トンということですね。気の遠くなる数字ですけれども、その280億トンの中で森林や、それから沼や湿地帯がすべてが吸収するわけではないと。ですから125トンぐらいの、約20%は空気中に待機して、約1000年ぐらいはその中にそういうことを待機しているであろうと、こういうまず専門家の推測なんですね。そして1トンを炭酸ガスの削減をするには費用は1万円ぐらいかかるそうです。ですから、これはあくまでも金が、莫大な費用がかかる。それをしないということは、やはり個人個人、あるいは自治体間においていかに削減をしていくかということが大事になろうかとこのように思うわけです。

それで、この我々が生活しているということは、あくまでもこれ明日のため、未来のためにすべてこういう議論をしたり、いろんな話し合いをしているわけでございますので、そういう意味では、ただ単にものをね、広報等に確かに見るのも大事でしょうけれども、やはり話したことを聞くというのが非常に人間は脳裏に記憶しておく。毎日話されることによって、そういう気持ちも高まってくるわけですね。ですから、あえて私が

この広報等で、まずどこかの誰かが、どこかの自治体がアクションを起こさないと、やはり人ごと、誰かがやるであろうということであれば、これは決してよくならないわけでありますので、あえて私はその広報でまず潟上市から呼びかけてはどうかとこのように思っている次第でございます。

私たちの1日のちょっとした、1分間、まずエアコンを使わないとか、1分間シャ ワーを止めるとか、75グラム炭酸ガスが出さない、1人出さない。だから1日1グラム 内の、国の今の目標は1人が1グラムの削減を目標にしてやりましょうと、こういうま ず国の方針を出しているらしいんですけれどもね。ですから、何かそういうことをして 何となるということでは決して世の中は良くなっていかないし、地球もますます私たち が生活しにくくなるわけですね。まず私いつもしゃべるんだけれども、最近の私たちの 環境ですね、環境ということは私旧天王町時代のお話しましたけれども、今、皆さんの 地域でひとすじしま蚊がね、私よく蚊のことを話してよく笑われたときもあるけれども、 今やほとんどの地域に、平成11年ごろから大発生してからこの蚊が住みついています。 これも温暖化の影響と言われています。ですから、一番最高の夏場に裸になって仕事を して、そしていろんなことをしたいんだけれども、とにかく蚊に刺される、仕事してら れないわけです。皆さん経験あると思うけれどもね。やる気が起こらないわけですよ、 ボコボコにされちゃって。ですから、これもひとつの温暖化の影響と言われております ので、やはり私たちの地域で小さなことであるかもしれませんけれども一人ひとりがそ ういう自覚に立っていくことによって大きな波動を呼んで、そして少しでも改善される 方向にいるのではないかと、このように思っておるところでございますので、その点を 含めてひとつ市長の方から考えていただければありがたいと思います。

それから側溝改良のことでございますけれども、家屋の移転等も考慮に入れてやったけれども断念したということでございますけれどもね。まず、すぐできることであれば、側溝改良というのはすぐできるというかね、バランス的にやはり旧天王町と、それから例えば昭和、飯田川、道路整備の事情、整備ずっと考えてみますと、発展して大して我々が追分地域、出戸地域、あるいは周辺のその地域は喜ばしいし、喜んでいるところでございますけれどもね。やはり昭和、飯田川はどちらかというとそういう整備のことが遅れていると思います。しかも、こういうある意味では人命にもしかすればかかわる状況下にあるところを、やはりいち早く手を加えて直していくことが私は先決だと思うんです。融雪道路もすべてずっと100メーターということで、わずか10メートルとか

20メートルの区間が滑って行けないという状況下にありますので、その点も重々踏まえてですね、それから今の凍結時には、要するにふたがないために脱輪したり何かの形で滑ったりしているという状況でございますので、まずできないわけはないと思います。言い換えれば、ほかのところには補助したり、何千万という補助したり、悪いとは言わないですよ、何千万という補助をしたりしているところもあるわけですから、公平、税の公平さから見てもやはりこういうところに投資していくのも決して悪いことではないと思いますので、ぜひひとつ一日も早い改善をお願いしたいと思いますけれども、もう一度その点について市長から答弁いただければありがたいと思います。

- ○議長(藤原幸作) 石川市長。
- ○市長(石川光男) 7番佐藤議員の再質問にお答えします。

まず、温暖化対策の第1点でございますが、今、7番議員が申し上げた温暖化防止対策のご高説は拝聴に値すると思っています。

さて、ご質問ですが、1点めの飯田川庁舎に冷房設備がないということは、これはまぎれもない事実でありますので、私たちも当初から飯田川の庁舎の冷房というのは合併特例債を活用して考えられないかと。ただ、検討しましたが、1年めから合併特例債を活用して飯田川庁舎に冷房をやるのは市民感情からしていかがなものかという観点から今まで延ばしておりますが、いわば緑化カーテンというのは苦肉の策でありますので、この飯田川庁舎の冷房については今後財政等をにらみながら、それこそ建設的な考えで進めていきたいとこう思っております。

それから防災行政無線のことについて、毎日いわゆるそういう危機感といいますか、 啓蒙をすべきだということでは理解はできます。ただ現状を考えてみますと、防災無線 の運用については、例えば例をあげますと市民歌ができました。それで朝の6時と晩の 5時に流しておりました。だけれども、市民からうるさいとかそういうような苦情があ りまして、現在は朝はやっていません。また一方で、5時の市民歌をやった場合で、メ ロディーだけではうまくないからせっかくのいい歌詞があるから歌詞付きでやってくだ さいと、こういうこともありましたが、これもうるさいとかいうようなもろもろの苦情 がありまして今はメロディーだけにしていると、こういう事情もありますので、本来の 防災行政無線とは何であるかというようなことを考えますと、やはり危機管理というも のを第一に考えなければなりませんので、せっかくのご提言でありますが毎日の広報の 啓蒙活動というものは今しばらく時間を貸してほしいとこう思っています。はっきり 言って、この運用で事務的には検討させますが時間がかかると思います。

それから2点めの側溝改良と融雪道路については、側溝については先ほど答弁致しましたけれども、財政を考え整備計画に組み入れて優先度を決めて整備していきたいとこう思います。

それで、もちろんでございますが、公平な行政運営は私たちの務めでありますので、 これについては今後とも公平な行政運営をしていきたいということでございます。 以上です。

- ○議長(藤原幸作) 7番、再々質問ありますか。7番。
- ○7番(佐藤恵佐雄) 温暖化の件でございますけれども、要するに市長が今おっしゃいましたそのことと価値観が私は違うと思うんですよ。と申しますのは、こちらはやはりこれからの、ある意味では人類的な問題に入っていく大きな問題であるということ。それから今の音楽とかいろんな面の、大事ではないとは言いませんけれども、その問題とこの問題は見地の、見解の違いがありますけれども、だと思うんです。ですから、毎日もし広報が大変だとするならば、例えば1週間に1回とか1か月に1回とか、もしやってみてそして効果が、何らかの効果が出ていると、あの話を聞いて私はこうこうこういうことを日常心がけていくということが市民の中で一人でも多く増えてくるということは、これは数値の削減に大きく貢献することでありますので、その辺もひとつ考えていただければありがたいと思います。
- ○議長(藤原幸作) 要望事項として結構ですか。
- ○7番(佐藤恵佐雄) 何も。
- ○議長(藤原幸作) 答えが欲しいですか。石川市長。
- ○市長(石川光男) 7番さんの再々質問ですが、地球温暖化の価値観が違うということは、これはとんでもございません。7番以上に私も地球温暖というものは最重要だと考えています。ただし、防災行政無線の運用については異なるということだけを申し上げておきたいと。このことについては、防災行政無線の毎日の広報、あるいは1週間と言いましたけれども、これについては事務的ないわゆる勉強をよくしてみたいとこう思っているところで、価値観は全然違うということは間違いです。

以上です。

○議長(藤原幸作) これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。 以上をもちまして、一般質問を終わります。 14番。

○14番(伊藤 博) 動議の提出を致します。

市長の行政報告にもありましたし、今日の藤原幸雄議員の一般質問の関連質問、要望等についても触れられておりました五城目警察署上出戸交番の改築についてでありますが、中でもいろいろとお話がありました。男鹿消防の南分署の土地に改築を要望するべく議会決議をして関係方面に要望してはいかがかという動議を提出致します。議運で詳細についてご協議いただければと思います。

○議長(藤原幸作) ただいま14番伊藤 博議員から、五城目警察署上出戸交番改築に関する要望についての動議が提出されました。これについて動議に賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

○議長(藤原幸作) この動議は2人以上の賛成者がありますので成立しました。

取り扱い、日程等について協議します。議会運営委員会を開きますので、暫時休憩致します。議会運営委員会は第2会議室で行います。

なお、後ほど当局からも説明していただく場合もありますので待機していただきたい と思います。

午後 1時59分 休憩

.....

午後 3時00分 再開

- ○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。 はじめに澤井議会運営委員長の報告を求めます。5番。
- ○議会運営委員長(澤井昭二郎) 議会運営委員会の報告を致します。

この件については、上出戸交番の改築についての状況の把握が必要なことから、当局から市長、副市長、総務部長、財政課長の出席を求め、説明を受けました。

状況は、19年度県当初予算にて上出戸交番の増改築工事費が予算化され、平成19年11 月ごろから来年の3月の工期において施工計画があるとの報告を受けており、現段階で は設計まで終了したとのことであります。

議会初日の市長行政報告にもあったとおり、旧天王町で「市有地である現在の男鹿地 区消防南分署に隣接して建設してほしい」旨を県警に口頭で要望しております。

既に県議会では改築については議決している事項でありますが、潟上市では、これら

の経緯と救急搬送や火災などの際の迅速な対応を考慮し、さらに旧天王町の意向に基づいて現改築地の再考を重ねて県に要望しておりますとのことでありました。

本議会においても、旧天王町での意向ならびに市当局が県に再考を要望している状況を勘案し、要望書を提出すべきとの委員会での一致した意見であります。

このことから、議会運営委員会委員を提出者として、五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書の提出についてを発議することと致しましたので、宜しくお願い致します。

○議長(藤原幸作) 五城目警察署上出戸交番改築に関する要望についての動議を日程に 追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることについて採決致します。この採決は 起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、この動議は日程に追加し、追加日程第 2として直ちに議題とすることは可決されました。

【追加日程第2、五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書についての動議】

○議長(藤原幸作) 追加日程第2、五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書についての動議を議題にします。

本件について趣旨説明を求めます。提案者の澤井議運委員長。5番。

○議会運営委員長(澤井昭二郎) 五城目警察署上出戸交番改築に関する要望書(案) 貴職におかれましては、日頃から本市発展のため特段のご高配を賜り厚く御礼申し上 げます。

さて、標記につきまして、本年6月18日に五城目警察署より本市の出戸、追分地区を管轄とする上出戸交番の改築について「現在地に改築する旨」の説明が市当局の方にありました。

内容は、上出戸交番が築後27年を経過し、交番に勤務する警察官も6名となり手狭であることから、現在地に建て替えすることになり、既に平成19年3月の県議会で予算を含めて議決されているとのことであります。

上出戸交番については、旧天王町において、男鹿警察署に「改築する際には男鹿地区 消防署天王南分署の隣地(市有地)にお願いしたい」と口頭で要請をしており、男鹿警 察署の応対から、趣旨を含めて意向を十分にご理解いただいていたものと解釈しており ます。

その後、ご承知のように天王町は昭和町、飯田川町と合併して潟上市となり、警察の 管轄は新たに五城目警察署になりました。

当市では、さきにお願いしておりました上出戸交番改築についてのお願いは理解されているものとして、南分署隣地(市有地)を確保しております。

本市9月定例会での市長の行政報告にあったもので、市議会では非常に驚き、困惑を 深めております。

旧天王町で「男鹿地区消防署天王南分署の隣地(市有地)にお願いしたい」とした理由を再度確認致しますと、次のとおりであります。

- 1. 交番と消防署が隣地であることで救急時や災害時の対応が迅速に行えること。
- 2. 追分地区の人口増が続いており、追分地区にできるだけ近い場所にしてほしいとの声が地域住民より数多くあること。

これらの状況、内容については合併後の潟上市においても全く変わっておりません。

以上のことから、本議会は、五城目警察署上出戸交番改築に関しては旧天王町でお願いしてありましたとおり、「改築する際には男鹿地区消防署天王南分署の隣地(市有地)にお願いしたい」と再度要望致しますとともに、県議会において議決されている事項でありますが、「地域住民の声を聞く」という行政、議会運営の基本と原点をご了察の上、貴職におかれましては適切なる対処方を重ねてお願い申し上げます。

平成19年9月10日

提出先 秋田県知事 秋田県議会議長 秋田県警察本部長 様 提出者 潟上市議会議長 藤原幸作

- ○議長(藤原幸作) これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。
- ○11番(藤原典男) 平成19年の3月県議会で予算を含めて議決されているとありますけれども、どこら辺まで決まったのか、設計図またはそれ以上のものとか、業者の関係とか、そこら辺どういう経緯で今どうなっているのかと、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから追分地区は人口が増えているとありますけれども、実は出戸地域、長年交番ありまして、今度場所を移るとなればやはり子供会なり町内会なりの合意とかお話し合いがなければ私は進んでいけないと思うんですよ。その点についてはどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。

午後 3時09分 休憩

.....

午後 3時13分 再開

○議長(藤原幸作) 会議を再開致します。 11番。

- ○11番(藤原典男) 現在地から移るということについてはまだ住民の合意というものは私はないと思うので、これはまず焦らないで、そういうことを徹底しながらどうなのかという進め方をしていったらいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(藤原幸作) ただいまの11番のご意見については、議員発議でございますので要望事項があったという程度で受けとめまして、これは採決する事項でございますので宜しくご理解賜りたいと思います。

13番。

- ○13番(佐藤 昇) 議運の委員長のお話、そしてこの文章、要望書においては全く異議がございませんが、その中で文章を見ますと、一部事務組合の消防の南分署の用地だということで、これはやはり余計な思いだとは思いますが、一部事務組合のいわゆる組合に対して一応は会議とか開くとか、その必要性は生じてくるものですか。そこのあたりを確認したと思います。もしそのことで一部事務組合の用地でありますから市の財産ではございますが、そういうことがあるとすれば早めに対応して、いち早くこれの要望書を提出してもらいたいという気持ちでございます。
- ○議長(藤原幸作) ただいまの13番のご発言につきましては、議長としてでありますが、 今後これがいわゆる要望事項が通りますと、それなりの市の方との対応等いろいろある と思いますので、それは今後に待ちたいというふうに思います。いわゆる一部事務組合 とかいろいろあると思うんです。それは今後の課題だというふうに受けとめてご理解賜 りたいとこういうふうに思います。

それでは、この採決は起立によって行います。

五城目署上出戸交番改築に関する要望書については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数です。したがって、五城目署上出戸交番改築に関する要望 書については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。 なお、20日、水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。 どうも御苦労さまでした。

午後 3時16分 散会

	0.4	
-	94	-